

令和3年度認可外保育施設巡回支援指導事業業務委託に係る仕様書

1 事業の目的

認可外保育施設等を含めた教育・保育施設等について、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まったことに伴い、教育・保育施設等における保育の質の向上についての社会的関心がより一層高まっており、重大事故防止に向けた自治体及び教育・保育施設等の取組の強化が求められている。

また、国の有識者会議の年次報告において、平成27年から令和元年に報告のあった、教育・保育施設等での死亡事故件数のうち、認可外保育施設で発生したものが半数以上を占めており、特に認可外保育施設における重大事故防止は急務の課題であるとされている。

全ての認可外保育施設が指導監督基準を遵守し、安心かつ安全な保育を行えるようにするため、指導監督基準を満たしていない施設を中心に巡回支援指導を実施し、認可外保育施設が遵守、留意すべき基準の遵守状況や保育において重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）等に関する助言又は指導を行い、認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 委託業務内容

(1) 業務内容

- ① 巡回支援指導員の選任
- ② 別途、県が委嘱する巡回支援アドバイザーとの2名体制で、協力して別紙1「認可外保育施設巡回支援における主な内容・巡回支援員要件等」に定める認可外保育施設への巡回支援指導を行うこと。
- ③ 巡回支援指導を行うための巡回支援調書（様式）の検討・作成
- ④ 巡回支援指導員及び巡回支援アドバイザーとの日程調整を行うこと。
- ⑤ 巡回支援アドバイザーに対して、認可外保育施設が遵守、留意すべき基準（鹿児島県認可外保育施設指導監督基準等）や重大事故の防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修を行うこと。
- ⑥ 巡回支援アドバイザーに対する旅費や謝金の支払いを行うこと。
- ⑦ 巡回支援指導の結果報告
- ⑧ 事業内容に関する問合せに対応すること。

※ 巡回支援アドバイザーは、鹿児島県保育連合会において日置地区、南薩地区、川薩地区、出水地区、霧島・始良・伊佐地区、肝属地区、曾於地区、鹿屋地区、熊毛地区、大島地区の各地区1名又は複数名選定する予定であり、鹿児島県が委嘱する。

4 上記に係る留意事項

(1) 巡回支援指導員の選任について

巡回支援指導員の選任にあたっては、別紙1に定める要件を満たす者とする。
選任後、別紙様式1「令和3年度認可外保育施設巡回支援指導員の選任について」、様式2「令和3年度認可外保育施設巡回支援指導員名簿」、履歴書を遅滞なく、鹿児島県に提出し、県の承認を得ること。

また、委託期間中に巡回支援指導員に異動が生じた場合も同様とすること。

(2) 巡回支援指導の実施回数等について

① 巡回支援指導を行う施設は、令和2年度の県立入調査において指摘事項があった施設（別紙2参照）及び巡回支援を希望する施設（後日、県において希望を募集）を合わせて50施設程度とする。（鹿児島市所在施設（市所管）は除く）

② 対象施設及び施設に関する県立入調査における指導状況を情報提供するので、訪問の際は、提供情報や施設を所管する県地域振興局・支庁の担当と連絡をとり、事前に巡回支援指導内容について検討を行うこと。

③ あらかじめ事業に係る計画を作成し、鹿児島県の承認を得ること。

(3) 事業の実施について

① 事業実施にあたっては、あらかじめ訪問先に対し、巡回支援の趣旨、訪問日時、訪問する巡回支援指導員、巡回支援アドバイザー名等を文書で通知すること。

② 本委託事業の巡回支援指導員であることを示す名札又は名刺等を作成し、携行すること。

③ 必要に応じて、巡回支援指導を行った施設の事業者又は保育従事者に対し、訪問や電話による事後確認や助言等を適宜実施すること。

④ 巡回支援アドバイザーには1回10,500円の日当及び実費相当額の旅費を支払うこと。

⑤ 巡回支援指導員は、訪問した施設ごとに内容の記録を作成し、管理するものとする。

なお、記録する項目は次のとおりとする。

ア 訪問先（施設名、所在地、設置者名、職員数及び収容定員等）

イ 訪問日時

ウ 訪問先の対応者（氏名、年齢、勤続年数）

エ 巡回支援指導員、巡回支援アドバイザーの氏名

オ 巡回支援指導等の内容（巡回支援アドバイザーの指導・助言内容も含む）

カ 巡回支援指導員の所見

キ 事後に確認や助言等を実施した場合はその内容

ク その他必要な事項

(4) 巡回支援指導終了後の業務について

① 巡回支援指導の終了後は、その都度、結果報告書を作成し、県へ提出すること。

実施結果報告の内容については、次のとおりとする。

- ア 巡回支援指導一覧（訪問先，訪問日時，巡回支援指導員及び巡回支援アドバイザー名）
 - イ 4(3)⑤の巡回支援指導記録の写し
 - ウ 実施結果をもとにした，今後の事業改善点等
- ② 巡回支援指導が終了してから20日以内に，実施結果報告書及び収支報告書を作成し，県へ提出すること。

5 事業費等

(1) 対象経費

本業務の対象経費は，巡回支援指導業務に必要な共済費，賃金，報償費，旅費，需用費（消耗品費，印刷製本費），役務費（通信運搬費），委託料，使用料，賃借料，巡回支援アドバイザーに対する日当及び巡回支援アドバイザーの巡回支援指導に係る旅費実費とする。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは，精算払いとする。

(3) 経理区分

本業務の経理は，他の経理と明確に区分し，会計帳簿，決算書類等収支を明かにする書類として整備し，本業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保管すること。

6 その他留意事項

- (1) 業務遂行にあたっては，総括責任者を定めること。
- (2) 業務を処理するための個人情報（巡回支援の対象となる施設の情報も含む）の取扱いについては，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し，本事業以外で利用しないこと。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。ただし，あらかじめ県の承認を得た場合はこの限りでない。
- (4) 業務遂行にあたっては，特定商品の宣伝又は斡旋，情報の収集等営業活動に類する行為は行わないこと。
- (5) 本事業において作成した資料等に関しては，全ての著作権は県にあるものとする。
- (6) 業務の過程において，県と十分な協議，連携を行うこと。
- (7) 仕様書に記載のない事項については，県子育て支援課長と協議して実施するものとする。

認可外保育施設巡回支援指導事業における巡回支援指導業務の
主な内容・巡回支援指導員要件等

主 な 内 容	<ol style="list-style-type: none">1 遵守・留意すべき基準等に関すること<ol style="list-style-type: none">(1) 「鹿児島県認可外保育施設指導監督基準」及び「認可外保育施設指導監督基準（国）」※の遵守に関する助言又は指導(2) 「保育所保育指針」に基づく助言(3) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく助言(4) 「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づく助言(5) その他施設が遵守・留意すべき内容等に関すること2 重大事故の防止及び事故発生時の対応に関すること<ol style="list-style-type: none">(1) 保育に関すること（子どもの受け入れ責任，午睡時の子どもの状態チェック，健康状態の把握，預け始め時の配慮及び入所時の対応等）(2) 施設運営に関すること（「ガイドライン」や「年次報告」等の周知徹底及び実践，マネジメント力の強化と職員の専門性の向上）
支援指導員要件	<p>以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者のうち，県が認める者とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 本事業の趣旨を理解し，保育内容や保育所運営に係る専門的知識及び技術を有する者2 保育所等に対する運営指導・助言の経験を有する者3 保育所等において保育業務の経験を有する者4 保育士資格を有している者又はこれに準じる者として県が適当と認める者

※「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」

(別紙2)

巡回支援指導を行う施設

市町村名	施設数
日置市	4
指宿市	4
南さつま市	2
枕崎市	1
薩摩川内市	1
出水市	1
霧島市	1 1
姪良市	5
伊佐市	1
鹿屋市	3
屋久島町	1
奄美市	5
瀬戸内町	1
喜界町	1
天城町	1
徳之島町	4
知名町	1
1 1 市 6 町	4 7 施設

※ その他、巡回支援指導を希望する認可外保育施設がある場合は、希望施設へも巡回支援を実施する。

(様式1)

令和 年 月 日

鹿児島県知事 様

受 託 者
住 所
団 体 名
代表者氏名

印

令和 年度認可外保育施設巡回支援指導事業における巡回支援指導員の選任について

令和 年 月 日付で受託したこのことについて、別添のとおり選任したいので、承認くださるようお願いいたします。

(様式2)

令和3年度認可外保育施設巡回支援指導事業 巡回支援指導員名簿

(受託者名)

No.	氏 名	選 任 理 由